

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

箕面市長 原田 亮

| | | |
|-------------------|--------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 箕面市 | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 新稲地区 (新稲) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年11月9日 (第2回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区の農地は概ね良好に耕作されているが、高齢化が進み一部の地域では、担い手・後継者不足やシカやサルを始めとした有害鳥獣被害も確認されている。
後継者がいない等の問題もあり新たな農地の受け手の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存の担い手に加え、認定新規就農者や地区外の農業者など新たな担い手の確保に務めるとともに、農地を集約・集積し、地域と担い手が一体となって地区内の農地を維持管理していく体制の構築が必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 19.20 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 19.20 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の耕作利用が可能な農地を農業上の利用が行われる区域とする。
水利組合区域地図の新稲地区内の農地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 担い手への集積を目標とし、集約を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 農業の賃借については農地中間管理機構(大阪府みどり公社)を通じて行っていく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農地の活用について、随時整備が必要な箇所を精査し、農作業効率の向上や生産力の維持を図っていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 認定農業者や新規就農者の確保に努めるとともに、箕面市農業公社と連携し、同公社が借り受けた農地を研修用の農場として活用しながら多様な担い手の確保・育成に取り組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| — |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①箕面市鳥獣被害防止対策協議会と連携して、地域の鳥獣被害防止を図っていく。
- ⑩本計画策定後に計画を変更する場合は、地区内での協議は、自治会長、実行組合長、水利組合長等あらかじめ地域で定めた代表者間による合意をもって変更することを可とする。